

現行と変更後の比較

【参考】

■特別非常勤講師

項目		現行	変更後
任用	任用根拠	地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の地方公務員	地方公務員法第17条及び第22条の2に基づく一般職の地方公務員（会計年度任用職員（パートタイム））
	任命権者	教育委員会	左記のとおり
	任用期間	原則、学期ごと 任用は必要な期間（1年を超えない、又は1会計年度を超えない範囲）	左記のとおり
	募集方法	ホームページ上で公募し、「大阪府学校支援人材バンク」に登録	左記のとおり
	採用方法	面接等による	左記のとおり
	欠格事項	適用あり	左記のとおり
	条件付採用	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用） 条件付採用の期間は1月
	人事評価	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）
勤務条件	報酬額	授業1時間あたり単価で支給	左記のとおり
	期末手当	支給制度なし	支給制度あり
	費用弁償	勤務実態に応じた費用を支給	左記のとおり
	勤務時間	「授業割振表」に示す教科の授業時間（付随する準備や評価を含む）	左記のとおり ※労働条件明示書等において「付随する準備や評価」として、授業時間の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含む（授業1時間が50分に満たない場合は、授業に連続する準備や評価の時間と合算して60分）旨を明示
年次休暇	（対象）6月以上の雇用（予定）者 （付与日数）週当たりの勤務日数、継続勤務日数に応じた日数を付与	左記のとおり	

	特別休暇	適用なし	<p>(対象) 病気休暇 (女子の非常勤職員が母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号) の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除く) のみ: 週当たり 29 時間以上又は 5 日以上、かつ 2 か月以上勤務 (予定) する者</p> <p>(種類) 以下のとおり</p> <p>※有給</p> <table border="1" data-bbox="922 600 1425 1400"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>付与日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染症予防のための交通の制限・遮断</td> <td>必要と認める日又は時間</td> </tr> <tr> <td>災害時交通機関等事故</td> <td>必要と認める日又は時間</td> </tr> <tr> <td>現住居滅失・損壊</td> <td>1 週間以内</td> </tr> <tr> <td>証人等で国会等官公署への出頭</td> <td>必要と認める日又は時間</td> </tr> <tr> <td>選挙権・公民としての権利行使</td> <td>必要と認める日又は時間</td> </tr> <tr> <td>危険回避</td> <td>必要と認める時間</td> </tr> <tr> <td>服喪休暇</td> <td>【父母・配偶者・子】 7 日以内 【祖父母・兄弟姉妹 父母の配偶者・配偶 者の父母】 3 日以内</td> </tr> <tr> <td>妊産婦健康診査</td> <td>【妊娠 23 週】 4 週間に 1 回 【妊娠 24～35 週】 2 週間に 1 回 【妊娠 36 週～出産】 1 週間に 1 回 【出産後 1 年間】 1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※無給</p> <table border="1" data-bbox="922 1496 1425 2009"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>付与日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドナー休暇</td> <td>必要と認める日又は時間</td> </tr> <tr> <td>産前産後休暇</td> <td>産前 8 週、産後 8 週 (多胎 16 週)</td> </tr> <tr> <td>育児時間</td> <td>1 日 2 回 (1 回 30 分)</td> </tr> <tr> <td>生理休暇</td> <td>必要と認められる期間 (1 回 2 日以内)</td> </tr> <tr> <td>病気休暇</td> <td>【公傷】 必要と認められる期間 【公傷以外】 90 日以内</td> </tr> <tr> <td>子の看護</td> <td>5 日以内 (週 3 日以上又</td> </tr> </tbody> </table>	種類	付与日数	感染症予防のための交通の制限・遮断	必要と認める日又は時間	災害時交通機関等事故	必要と認める日又は時間	現住居滅失・損壊	1 週間以内	証人等で国会等官公署への出頭	必要と認める日又は時間	選挙権・公民としての権利行使	必要と認める日又は時間	危険回避	必要と認める時間	服喪休暇	【父母・配偶者・子】 7 日以内 【祖父母・兄弟姉妹 父母の配偶者・配偶 者の父母】 3 日以内	妊産婦健康診査	【妊娠 23 週】 4 週間に 1 回 【妊娠 24～35 週】 2 週間に 1 回 【妊娠 36 週～出産】 1 週間に 1 回 【出産後 1 年間】 1 回	種類	付与日数	ドナー休暇	必要と認める日又は時間	産前産後休暇	産前 8 週、産後 8 週 (多胎 16 週)	育児時間	1 日 2 回 (1 回 30 分)	生理休暇	必要と認められる期間 (1 回 2 日以内)	病気休暇	【公傷】 必要と認められる期間 【公傷以外】 90 日以内	子の看護	5 日以内 (週 3 日以上又
種類	付与日数																																		
感染症予防のための交通の制限・遮断	必要と認める日又は時間																																		
災害時交通機関等事故	必要と認める日又は時間																																		
現住居滅失・損壊	1 週間以内																																		
証人等で国会等官公署への出頭	必要と認める日又は時間																																		
選挙権・公民としての権利行使	必要と認める日又は時間																																		
危険回避	必要と認める時間																																		
服喪休暇	【父母・配偶者・子】 7 日以内 【祖父母・兄弟姉妹 父母の配偶者・配偶 者の父母】 3 日以内																																		
妊産婦健康診査	【妊娠 23 週】 4 週間に 1 回 【妊娠 24～35 週】 2 週間に 1 回 【妊娠 36 週～出産】 1 週間に 1 回 【出産後 1 年間】 1 回																																		
種類	付与日数																																		
ドナー休暇	必要と認める日又は時間																																		
産前産後休暇	産前 8 週、産後 8 週 (多胎 16 週)																																		
育児時間	1 日 2 回 (1 回 30 分)																																		
生理休暇	必要と認められる期間 (1 回 2 日以内)																																		
病気休暇	【公傷】 必要と認められる期間 【公傷以外】 90 日以内																																		
子の看護	5 日以内 (週 3 日以上又																																		

				は年 121 日以上の勤務日であり、かつ 6 月以上継続勤務している者に限る)
			介護休暇	180 日以内 (週 3 日以上又は年 121 日以上の勤務日であり、かつ 1 年以上継続勤務しており、当該休暇取得日から 180 日以上勤務することが見込まれる者に限る)
			短期介護休暇	5 日以内 (週 3 日以上又は年 121 日以上の勤務日であり、かつ 6 月以上継続勤務している者に限る)
			介護時間	1 日 2 時間 (勤務時間 - 5.75h を超えない範囲内) (在職期間 1 年以上かつ週 3 日以上又は年 121 日以上の勤務日であり、1 日 6 時間以上勤務している者に限る)
育児休業	適用なし			<p>(対象) ①～③のすべてに該当する者</p> <p>① 1 年以上継続勤務していること</p> <p>② 子が 1 歳 6 か月到達日までに任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと</p> <p>③ 1 週間の勤務日が 3 日以上又は 1 年間の勤務日が 121 日以上であること</p> <p>(取得可能期間)</p> <p>ii、iii 以外 : 1 歳誕生日前日までの期間</p> <p>ii) 配偶者が子の 1 歳到達日以前に育休を取得している場合 : 1 歳 2 か月に達する日までの期間</p> <p>iii) 任期の末日を育休期間の末日とする特別非常勤講師であって、特別非常勤講師に引き続き任用されることに伴い、その初日から育休を取得する場合 : 1 歳 6 ヶ月に達する日までの期間</p>

	部分休業	適用なし	<p>(対象) ①②のいずれにも該当する者</p> <p>① 1年以上継続勤務していること</p> <p>② 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上で、かつ、1日の勤務時間が6時間以上であること。</p> <p>(取得可能範囲)</p> <p>①取得可能期間：子の3歳誕生日の前日まで</p> <p>②取得可能時間：1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲（最長2時間）</p> <p>※育児時間を承認されている場合は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲内で取得可能</p> <p>③取得単位：15分単位</p>
	修学部分休業	適用なし	左記のとおり
	高齢者部分休業	適用なし	左記のとおり
	自己啓発等休業	適用なし	左記のとおり
	配偶者同行休業	適用なし	左記のとおり
懲戒・分限	懲戒	適用なし	<p>種別：免職、停職、減給、戒告</p> <p>基準：常勤職員の基準を適用</p> <p>服務上の措置あり</p>
	分限	適用なし	<p>免職、休職（学術調査は除く）を適用</p> <p>ただし、休職期間は任用期間内とする</p> <p>※降任は適用しない</p>
	服務上の措置	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）
服務	服務宣誓	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）
	法令等に従う義務	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）
	職務命令に従う義務	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）
	信用失墜行為の禁止	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）
	秘密を守る義務	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）
	職務専念義務	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）

	争議行為等の禁止	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）
	営利企業従事制限	適用なし	左記のとおり ⇒兼業を行う場合は事前に報告を求める
研修等	研修	必要に応じて研修を実施	左記のとおり
	表彰	対象外	対象
厚生福利	健康診断	（雇入時健診・定期健診） 1年間を通して週 29 時間以上の勤務者は受診可能 （ストレスチェック） 1年間を通して週 29 時間以上の勤務者が対象	左記のとおり
	社会保険	適用あり	左記のとおり
	災害補償	労働者災害補償保険法を適用	左記のとおり
	職員互助会	対象外	左記のとおり
措置要求等	措置要求 ・審査請求	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用）
	苦情相談	適用なし	左記のとおり
	損害賠償請求 訴訟の遂行支援等	対象外	対象
職員団体	職員団体のための行為制限	適用なし	適用あり（地方公務員法直接適用、ながら条例適用）
	職員基本条例	適用なし	左記のとおり
	政治的行為の制限	適用なし	適用あり
	政治的中立性制限	適用なし	適用あり（政治的中立性制限条例適用）